

町民税務課からのお知らせ

個人の町・県民税の均等割額が引き上げられます

◎金山町役場町民税務課☎52-2111 (244)

東日本大震災を受けて全国の地方公共団体が行う緊急防災・減災事業の財源を確保することを目的に、地方税の臨時特例法により、個人町民税および県民税の均等割額の標準税率が引き上げられました。

金山町および山形県においても、防災・減災施策に必要な財源を確保する必要があることから、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間、個人町民税および県民税の均等割額が引き上げになります。

増収分は、地域の公共施設の耐震化、防災体制の充実などに活用させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

変更される均等割額

(年額)

	現行	引き上げ額	引き上げ後
個人町民税	3,000 円	500 円	3,500 円
個人県民税	2,000 円	500 円	2,500 円
合 計	5,000 円	1,000 円	6,000 円